

◎新潟県告示第591号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法（平成9年8月1日新潟県告示第1862号）について次のとおり変更協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年5月7日

新潟県長岡地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系刈谷田川

2 河川管理施設の名称又は種類

刈谷田川左岸堤防

3 変更に係る河川管理施設の位置

長岡市大沼新田字大沼浦503番地地先から長岡市大沼新田字五間割62番地2地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸

住所 長岡市大手通1丁目4番地10

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和6年3月13日から道路の存続する日まで